

第24期 第25回

# 定例農業委員会総会

## 議 事 録

令和4年7月27日

伊予市農業委員会

# 第 2 4 期

## 第 2 5 回定例農業委員会総会議事録

令和 4 年 7 月 2 7 日（水）午後 1 時 3 0 分から、伊予市役所において第 2 5 回定例農業委員会総会を開催する。

### 出席者

農業委員会委員	1 7 名
農地利用最適化推進委員	5 名
事務局	局長 次長 係長 係長

### 議事日程

第 1	議案第 120 号	農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について	4 件
	議案第 121 号	農地法第 5 条の規定に基づく許可申請について	1 件
	議案第 122 号	非農地証明願いについて	1 件
	議案第 123 号	伊予市農業振興地域整備計画の変更に対する意見について	5 件
第 2	報告第 44 号	農地法第 5 条の規定に基づく届出について	2 件
	報告第 45 号	農地法第 1 8 条の規定に基づく届出について	3 件

事務局

それでは皆様ご起立をお願い致します。只今より第25回伊予市農業委員会総会を開催いたします。一同ご起立ください。

<一同、礼>

御着席下さい。

本日の開催にあたり、議席番号●●番 ●●委員と、●●番 ●●委員より欠席のご連絡がございましたのでご報告させていただきます。

それでは、開会にあたりまして藤岡会長より開会挨拶並びに開会宣言を申し上げます。

～会長挨拶～

議事

### 議事録署名委員の指名

議長（会長）

議事に入ります前に議事録署名人の指名をしたいと思います。●●番 ●●委員、●●番 ●●委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

### 議案第120号 農地法第3条の規定に基づく許可申請について

農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について、次のとおり農業委員会の承認を求める。事務局の説明をお願いします。

#### 1番

譲渡人	松山市	●●	さん
譲受人	伊予郡松前町	●●	さん
申請地	平岡●●	畑	●●m <sup>2</sup>
譲受人の耕作面積	●●	m <sup>2</sup>	
申請理由	(譲受人)	経営規模拡大	
	(譲渡人)	農地管理困難	
権利の種類	贈与による	所有権移転	

譲受人の経営状況は、議案説明書のとおりです。

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。

議長

それでは、番号1について、地元委員さんの補足説明をお願いします。

●●委員

平岡の斜面に位置するキウイを栽培する農地で、●●さんの農地が、●●さんの農地をはさむ形であったが、今回のことでスムーズに移動できるようになったようです。ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。それでは番号1につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号1について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号1について承認いたします。  
続いて、番号2につきまして、事務局の説明をお願いします。

## 2番

譲渡人	大洲市	●●	さん
譲受人	中山町栗田	●●	さん
申請地	中山町●●	田	●●m <sup>2</sup>
	同じく	●●	田 ●●m <sup>2</sup>
	同じく	●●	田 ●●m <sup>2</sup>
譲受人の耕作面積	●●	m <sup>2</sup>	
申請理由	(譲受人)	経営の安定化	
	(譲渡人)	農作業従事・農地管理困難	
権利の種類	贈与による	所有権移転	

譲受人の経営状況は、議案説明書のとおりです。

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。

議長

それでは、番号2について、地元委員さんの補足説明をお願いします。

●●委員

●●さんより、どうしても農地の管理ができないということで、●●さんに贈与することで話がまとまったようです。ご承認の程よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございます。それでは番号2につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号2について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号2について承認いたします。  
続いて、番号3につきまして、事務局の説明をお願いします。

### 3番

譲渡人	上唐川	●●	さん
譲受人	松山市	●●	さん
申請地	下唐川	●●	畑 ●●m <sup>2</sup>
	同じく	●●	畑 ●●m <sup>2</sup>
	同じく	●●	畑 ●●m <sup>2</sup>
譲受人の耕作面積	●●	m <sup>2</sup>	

申請理由	(譲受人)	経営の安定化
	(譲渡人)	法人の清算

権利の種類 贈与による所有権移転

譲受人の経営状況は、議案説明書のとおりです。

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。

議長

それでは、番号3について、地元委員さんの補足説明をお願いします。

●●委員

譲渡人である法人の代表者が高齢のため、法人清算を機に、息子さんへ譲渡するものです。  
どうぞよろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。それでは番号3につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号3について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号3について承認いたします。  
続いて、番号4につきまして、事務局の説明をお願いします。

**4番**

譲渡人	上吾川	●●	さん
譲受人	中山町	●●	さん
申請地	上吾川●●	田	●●m <sup>2</sup>
	上吾川●●	田	●●m <sup>2</sup>
譲受人の耕作面積	●●	m <sup>2</sup>	
申請理由	(譲受人)	経営規模拡大	
	(譲渡人)	農作業従事・農地管理困難	
権利の種類	売買による	所有権移転	

譲受人の経営状況は、議案説明書のとおりです。

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。

議長

それでは、番号4について、地元委員さんの補足説明をお願いします。

●●委員

譲渡人の●●さんは、高齢により農作業困難ということで、以前より●●さんが耕作され

ておりましたが、今回、●●さんへの売買がまとまったものです。ご審議の程、よろしく  
お願いします。

議長

ありがとうございます。それでは番号4につきまして、委員の皆様からの御質疑はござい  
ませんかでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号4について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号4について承認いたします。

#### **議案第121号 農地法第5条の規定に基づく許可申請について**

農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について、次のとおり愛媛県知事に進達した  
いから農業委員会の意見を求める。事務局の説明をお願いします。

事務局

譲渡人 松山市 ●●さん。譲受人 松山市 ●●さん。土地の所在地は、●● 登記地  
目及び面積は、田で●●㎡

転用目的は分家住宅で、転用面積は同じく●●㎡です。

議案説明書は2ページを、申請地説明図は2ページから4ページをご覧ください。

今回の転用申請に至った理由でございますが、譲渡人の長男である譲受人の●●さんは、  
ご家族とお住まいのアパートが、子どもの成長とともに手狭となり、譲渡人である父親の  
●●さんに相談したところ、自己が所有する申請地を無償で貸与し、住宅を建設してはど  
うかとの話があり、分家住宅を建設するための用地を確保するため、今回の転用申請に至  
ったものであります。

申請地は下三谷に位置し、集落接続する10ha未満の農地の広がりがない第2種農地と判断  
され、申請内容について審査した結果、農地を転用して申請に係る用途に供することが確  
実であり、周辺の農地に係る営農条件等に支障を及ぼすおそれがないと考えられます。

以上でございます。ご審議の程よろしく申し上げます。

議長

それでは、議案第 121 号について、地元委員さんの補足説明をお願いします。

●●委員

何ら問題ないと思います。よろしくご審議の程お願いいたします。

議長

ありがとうございます。それでは議案第 121 号につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、議案第 121 号について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。議案第 121 号について承認いたします。

### 議案第 122 号 非農地証明願について

議案第 122 号 農地以外の目的に供する土地に係る農地法の適用を受けない旨の判断について、次のとおり農業委員会の承認を求める。事務局の説明を求めます。

事務局

申出人・土地所有者は、米湊●● ●●(●●歳)、土地の所在地は大平●●、地目は畑、登記面積は合計●●㎡、非農地への転用です。議案説明書は 3 ページを、申請地説明図は 5 ページから 7 ページをご覧ください。

今回の手続きに至った理由でございますが、前所有者であった申出人の父親が柑橘栽培を行っていたものの、高齢化による規模縮小により平成初期頃から果樹を伐採して植林し、平成 17 年 11 月に申出人が相続を受けた後、当該土地が農地であることを知り、また●●は農振農用地(青地)であったため、農振除外手続きの後、今回の申出に至ったものであります。現況は、急傾斜地で高木及び竹が繁茂している状況であり、経過年数を踏まえ、非農地との判断はやむを得ないものと考えられます。以上でございます。ご審議の程、よ



ろしくお願ひします。

議長

それでは、議案第 122 号について、地元委員さんの補足説明をお願いします。

●●委員

山林化が進み、農地への復元は困難ということを確認しました。ご審議の程よろしくお願ひします。

議長

ありがとうございます。それでは議案第 122 号につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、議案第 122 号について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。議案第 122 号について承認いたします。

#### **議案第 123 号伊予市農業振興地域整備計画の変更に係る意見について**

議案第 123 号 伊予市農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 の規定に基づき農業委員会の意見を求める。

番号 1 について事務局の説明をお願いします。

事務局

申出人・土地所有者は、松山市 ●●さん (●●歳)、土地の所在地は上三谷●●、地目及び登記面積は、田及び畑で合計●●m<sup>2</sup>、農振除外に係る意見を求められているものです。議案説明書は 4 ページ上段を、申請地説明図は 8 ページから 10 ページをご覧ください。今回の計画変更の申出に至った理由でございますが、申出人の父親の死亡により相続した後、申請地が農地であるにも関わらず、過去に申出人の父親が建物を建設したとのことで、その後、相続を受けた申出人も、関係法令に対する認識が不足していたため申出等の手続

きを行っていなかったものの、今回、関係法令に違反していることを認識したため申請に至ったものであります。

既に転用目的が具体化してから長期間が経っており、当該申請に至る理由の内容からも、個別除外による対応は、やむを得ないものであると判断されます。

なお、農振計画の変更に係る農振法第13条第2項の規定に基づく各要件を確認済であり、また、農地の広がりがない第2種農地と判断され、農地転用基準の判断からも当該計画変更は問題ないと考えられます。以上でございます。ご審議の程よろしく申し上げます。

議長

それでは、番号1について、地元委員さんの補足説明をお願いします。

●●委員

現状から、今回の申出はやむを得ないものと判断されます。ご審議の程よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。それでは番号1につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号1について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号1について承認いたします。

続いて、番号2、番号3、番号4、番号5については、いずれも関連性がございますので、事務局の一括説明をお願いします

事務局

議案第123号 番号2から番号5までの一括審議となります。

申出人は、東京都●● 所在地はそれぞれ、

- ・ ●●
- ・ ●●
- ・ ●●

・●●の計4カ所。

登記地目及び面積は議案書に記載のとおりで、計画変更目的はいずれも携帯電話基地局で、面積は●●m<sup>2</sup>です。

議案説明書は4ページ下段を、申請地説明図は11ページ以降をご覧ください。

今回の計画変更の申出については、いずれも認定電気通信事業者である楽天モバイル株式会社が、電波状況の品質改善のための中継施設を設置することによるものです。農地法施行規則第32条第16号の規定により認定電気通信事業者の中継施設の転用許可は不要となっておりますが、農振除外の手続きを要するため意見を求められているものです。

以上でございます。一括でのご審議となります。よろしく申し上げます。

議長

それでは、番号2、番号3、番号4、番号5について、地元委員さんから補足説明があればお願いしたいと思います。

(補足説明なし)

議長

無いようでしたら、番号2、番号3、番号4、番号5について、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号2、番号3、番号4、番号5について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号2、番号3、番号4、番号5について承認いたします。

報告第44号 農地法第5条第1項の規定に基づく届出を受理したので、次のとおり報告する。事務局の一括報告をお願いします。

事務局

報告第44号 番号1

申請人及び土地の所有者は、上吾川●●(●●歳)、所在地は上吾川●●、地目及び面積は、

田、●●m<sup>2</sup>、住宅建設のための転用です。

続いて、報告第44号 番号2

申請人及び土地の所有者は、米湊●●(●●歳)、所在地は米湊●● 地目及び面積は、田、●●m<sup>2</sup>、分譲宅地への転用です。

以上でございます。

議長

報告第44号について、皆様からの御質疑はございませんか。

無いようでしたら、報告事項ですので次に進めます。

報告第45号 農地法第18条第6項の規定に基づく解約通知書を受理したので、次のとおり報告する。事務局の説明をお願いします。

事務局

今回2件の届出がありました。

### 1番

貸出人	上吾川 ●●さん
借受人	上吾川 ●●さん
届出地	上吾川●● 畑 ●●m <sup>2</sup> 同じく●● 田 ●●m <sup>2</sup>
解約事由	双方合意
権利の種類等	農地法3条 賃借権

### 2番

貸出人	松山市 ●●さん
借受人	伊予郡松前町 ●●さん
届出地	本郡●● 田 ●●m <sup>2</sup>
解約事由	双方合意
権利の種類等	基盤法 賃借権

### 3番

貸出人	上吾川 ●●さん
借受人	上吾川 ●●さん
届出地	上吾川●● 田 ●●m <sup>2</sup> 上吾川●● 田 ●●m <sup>2</sup>
解約事由	双方合意

権利の種類等            基盤法 賃借権

以上です。

議長

報告第 45 号について、皆様からの御質疑はございませんか。  
無いようでしたら、報告事項ですので次に進めます。

その他

- ・農地利用状況調査についての説明
- ・農業委員会だよりの説明

議長

無ければ、次回は 8 月 31 日(水曜日) 午後 1 時 30 分より、この会場で開催します。  
次回の議事録署名人については、

「●●番 ●●委員」

「●●番 ●●委員」

を予定しておりますので、併せて、宜しくお願い致します。

以上をもちまして、第 25 回 伊予市農業委員会総会の閉会を宣言致します。

事務局

藤岡会長におかれましては、適切な議事進行ありがとうございました。また、委員の皆様におかれましては、慎重なご審議ありがとうございました。

(午後 2 時 6 分 閉会)

年    月    日

議            長

---

議事録署名人

---

---